

# 自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

## 補助金の対象となる購入経費

令和7年4月1日以降に購入したヘルメット

※令和7年度中に注文から支払いが完了しているもの

**補助対象者** ※購入日及び補助金交付申請をする日において市内に住所を有し、

下記①又は②を満たす方で③～⑤も満たす方

① 満7歳～満18歳になる方

(平成19(2007)年4月2日以降、平成31(2019)年4月1日以前に生まれた方)

② 満65歳以上となる方(昭和36年4月1日以前に生まれた方)

③ 過去に同補助金(他市町村の同補助金を含む)の交付を受けていない方

④ 暴力団員ではない方、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない方

⑤ 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない方

**補助金は1人  
1回限りです**

## 補助申請者

① 満7歳～満18歳になる方は原則保護者が申請者

② 満65歳以上の方は本人が申請者

## 補助対象のヘルメット ※①②の要件を満たすもの

① 自転車乗車用に製造された新品

※未使用品を含む中古品、個人間売買やフリーマーケット等での購入は対象外

② 次の安全基準マークのいずれかが付されているもの マークデザイン例

(1) SGマーク

(2) JCFマーク

(3) CEマーク\*

(4) GSマーク

(5) CPSCマーク



※CEマークについてはEN1078(自転車乗車用ヘルメットの規格)であることを確認してください。

## 補助金額

ヘルメット購入費の1/2(上限2,000円、100円未満切捨て)

※補助対象者1人につき1個(回)限り

※購入時のポイント利用や値引き、送料等は補助対象外



## 申請期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

※補助金予算額に達し次第、  
受付終了となります。

消せるボールペンや鉛筆等の消えやすい筆記用具で記入された  
書類は受付できません。

裏面あり

# 補助金の申請から交付までの流れ

## 1 ヘルメットを販売店で購入

- ・新品かつ安全基準マークが付されているものか確認してください。



## 2 申請書を防犯交通安全課へ提出 ※郵送可

- ・申請書（様式第1号）は、防犯交通安全課窓口、市ホームページから入手できます。

### 添付書類

- ① 領収書等（代金の支払い手続きが完了したことを証する書類）

※次の5項目が記載されたもの

(1)申請者又はヘルメット着用者の氏名

(2)領収日

(3)領収金額（購入単価がわかるもの）

(4)購入相手方（販売店の名称・住所・連絡先）

(5)購入品名（ヘルメット代等）

- ② ①を補完する書類（購入明細書等）

③ に5項目のいずれかの記載がない場合、記載があるものを一緒に提出

- ③ 安全基準を証明する書類

※申請書裏面の販売店記入欄で証明が確認できる場合は不要

取扱説明書の写し、安全基準マークが入った現物の写真の提出又は現物の提示

※4請求書を併せて提出していただくことも可能です。



## 3 通知書(補助金交付決定兼額確定通知書)が郵送で到着

- ・申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

## 4 請求書を防犯交通安全課へ提出 ※郵送可



## 5 補助金が指定口座に振り込まれます。



★令和5年4月から道路交通法が改正され、**自転車乗車中はヘルメットの着用が努力義務化**となりました。

※不明な点は電話での問い合わせや補助要綱を確認ください。

## お問い合わせ先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 市民安全部 防犯交通安全課 交通安全係 TEL 0564-23-6340

窓口対応時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）